

令和 4 年 2 月 22 日

学生団体代表者各位

学生生活委員会
学生支援課

新型コロナウイルス感染症対策について（3-14）

この度、政府から大阪府に発令されている「まん延防止等重点措置」が 3 月 6 日（日）まで延長となりました。

これに伴い、「コロナ禍における課外活動の活動基準」の「区分 4」を 3 月 6 日（日）まで延長します。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、本学でも複数の団体においてクラスターが発生しております。課外活動を実施する際は今一度、感染症対策の基本を徹底してください。

なお、当面の間（3 月 6 日（日）までを予定）、「区分 4」における合宿・宿泊を伴う行事は、状況を勘案し不可としますのでご承知おきください。併せて、複数人での会食・食事会等の行事は認めておりません。

大学からの指示を遵守できない学生団体については、活動を認めない可能性があることをご承知おきください。

記

1. 十分な感染防止対策の実施

- ① 各都道府県・本学・利用する施設等の要請に基づくコロナ感染予防対策の遵守を徹底する。
- ② 各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成しているガイドラインを遵守し、本学及び部内で作成している感染予防対策のルールに則った活動をする。
- ③ 毎日自宅で体温計測を実施し、軽度であっても発熱・咳・倦怠感・鼻水・のどの痛み等の体調不良者は活動に参加しない・させないよう部員の体調管理を徹底し、指導者等責任者が確認のうえ管理する。
- ④ 部内で感染者又は濃厚接触者が発生した場合はすぐに、医務室へメール（メールアドレス：kyoumu-info@nara.kindai.ac.jp）もしくは電話（TEL:0742-43-1592）にて連絡してください。その後、保健所及び医務室による濃厚接触者特定範囲の調査が完了し、活動再開の許可を受けるまでの期間は、当該団体の活動を停止する。
併せて、当該部員は、すぐに医務室へ報告すること。

2. 「緊急事態宣言区域」及び「重点措置区域」で活動を行う場合

- ① 「三つの密（密閉・密集・密接）」「感染リスクが高まる『5 つの場面』」及び大きな発声を避ける。
- ② 部活動に付随する、屋内での着替え、車での移動、部活動等の後の飲食・懇談等における共同生活と言った場面での感染対策に十分留意する。
- ③ 「感染リスクを低減する取組」の実施にかかる計画書を提出する。

- ・ 特に感染リスクの高い活動と指定する団体が、「まん延防止等重点措置」発令時に活動する場合は、別紙基準に基づく「感染リスクを低減する取組」の実施にかかる計画書を提出し、大学から許可を受けた上で活動する。

【特に感染リスクの高い活動と指定する団体】

体育系クラブ・同好会の全団体、吹奏楽団、音楽研究同好会

- ・ 「緊急事態宣言」発令時に活動する場合は、③に指定する以外の全ての団体が、別紙基準に基づく「感染リスクを低減する取組」の実施に係る計画書を提出し、大学から許可を受けた上で活動する。

以上

区分	想定するレベル	課外活動の活動範囲			
	キャンパス所在地への要請状況	基 準	行事	部室等 人数目安	その他
6	・政府による「緊急事態宣言」の発令、大学・学校等への休業要請、外出自粛・往来自粛要請 ・自治体による独自の「緊急事態宣言」の発令、大学・学校等への休業要請、外出自粛・往来自粛要請	活動中止（オンラインでの活動を除く） ※ 課外活動施設への立入禁止	行事・イベント・合宿等は認めない。	原則立入禁止 (1人/10㎡)	
5	・政府による「緊急事態宣言」の発令、外出自粛・往来自粛要請 ・自治体による独自の「緊急事態宣言」の発令、外出自粛・往来自粛要請 ・上記以外の場合において、自治体等から大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項で、 <u>課外活動への自粛要請が出た場合</u>	※ 各公認団体は、 校外の注意事項にある「感染リスクを低減する取組」等の実施にかかる計画書を提出、学生支援課で内容を確認のうえ、大学として活動を許可することができる。 ※ 国及び自治体からの課外活動に対する制限内での活動を認める。 ※ 各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成しているガイドライン等を遵守する。 ※ コロナ感染症対策の徹底及び学内のルールに則る範囲での活動とする。	・ 自主開催行事は、事前に相談の上、状況を勘案して可否を決定する。 ※ 合宿・宿泊を伴う行事及び複数人での会食・食事会等の行事は認めない。	1人/8㎡	・ 課外活動施設の利用は、農学部が定めているとおりとする (学生支援課窓口で確認のこと)
4	・政府による「まん延防止等重点措置」の発令、外出自粛・往来自粛要請 ・自治体による独自の「まん延防止等重点措置」の発令、外出自粛・往来自粛要請 ・大阪モデルでの赤信号（奈良市の対策ガイドラインも参照のこと） ※ 自治体等から、大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項で、 <u>課外活動への自粛要請が出ていない場合</u>	※ 特に感染リスクの高い活動（組み合わせることが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼吸を伴う活動）と指定された団体は、「感染リスクを低減する取組」の実施に係る計画書を提出、学生支援課で内容を確認のうえ、大学として活動を許可することができる。 ※ 国及び自治体からの課外活動に対する制限内での活動を認める。 ※ 各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成しているガイドライン等を遵守する。 ※ コロナ感染症対策の徹底及び学内のルールに則る範囲での活動とする。	・ 十分な感染対策を実施したうえで、各施設の施設でのコロナ感染対策に応じ、自主開催行事を可能とする。 ※ 合宿・宿泊を伴う行事は、事前に相談の上、状況を勘案して可否を決定する。 ※ 複数人での会食・食事会等の行事は認めない。	1人/6㎡	・ 課外活動施設の利用は、農学部が定めているとおりとする (学生支援課窓口で確認のこと)
3	・大阪モデルでの黄信号 (奈良市の対策ガイドラインも参照のこと)	※ 国及び自治体からの課外活動に対する制限内での活動を認める。 ※ 各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成しているガイドライン等を遵守する。 ※ コロナ感染症対策の徹底及び学内のルールに則る範囲での活動とする。	・ 十分な感染対策を実施したうえで、各施設の利用制限に応じ、自主開催行事を可能とする。 ・ 宿泊を伴う行事を実施する場合は、PCR検査や抗原検査を活用し、陰性であることを確認のうえ、参加する。複数人で一室を使用する合宿等は宿泊施設でのコロナ感染対策に応じた部屋割り人数を遵守して行動する。 ・ 複数人での会食・食事会等の行事は事前に相談の上、状況を勘案して決定する。	1人/5㎡	・ ・ 課外活動施設の利用は、農学部が定めているとおりとする (学生支援課窓口で確認のこと)
2	・大阪モデルでの緑信号 (奈良市の対策ガイドラインも参照のこと)		・ 十分な感染対策を実施したうえで、各施設の利用制限に応じ、自主開催行事を可能とする。複数人で一室を使用する合宿等は宿泊施設でのコロナ感染対策に応じた部屋割り人数を遵守して行動する。 ・ 複数人での会食・食事会等の行事は事前に相談の上、状況を勘案して決定する。	1人/4㎡	・ ・ 課外活動施設の利用は、農学部が定めているとおりとする (学生支援課窓口で確認のこと)
1	・ 平常時	通常どおり	通常どおり	—	通常どおり

※ 大学キャンパス内及び課外活動施設への立入禁止が出た場合はいずれの場合も、活動自粛とする。

※ 部室等利用に際し、以下の6点を遵守する。

- ① クラブハウス内部室への同時入室は1名のみとすること
- ② 常時窓を開けて換気することが望ましいが、気温等からこれが難しい場合、1時間に1回以上、可能な限り2方向以上の窓等を開けて換気すること
- ③ マスク（不織布マスク）を正しく着用すること
- ④ 最小限の声で話すこと
- ⑤ 部室の滞在時間は最小限とすること
- ⑥ 部室内での飲食の禁止（水分補給のため飲物を摂る場合は、その時だけ最小限マスクを外し、すぐにまた着用すること）

※ 課外活動実施にあたり、以下の点に留意する。

- ① 「三つの密」「感染リスクが高まる『5つの場面』」及び大きな発声を避けること
- ② 部活動等に付随する、屋内での着替え、車での移動、部活動等の後の飲食・懇談や学生寮等における共同生活といった場面での感染症対策に留意すること

※ 部員がPCR検査を要請された、濃厚接触者となった場合は、顧問・部長へ連絡する。すぐに、医務室へ連絡し、指示を受ける。

⇒ 当該部員本人は、すぐに医務室へ報告すること。（TEL：0742-43-1592、メールアドレス:kyoumu-info@nara.kindai.ac.jp）へ連絡する。

※ クラブ内で陽性者が発生した場合は、活動を中止し、顧問・部長へ連絡する。すぐに、医務室へ連絡し、指示を受ける。

⇒ 当該部員本人は、すぐに医務室へ報告すること。（TEL：0742-43-1592、メールアドレス:kyoumu-info@nara.kindai.ac.jp）へ連絡する。

※ クラブ内での濃厚接触者確定に向けて協力する。濃厚接触者が確定するまで、医務室からの指示に従い、自宅で待機等必要な措置をとる。

授業にはオンラインで参加する。

※ 課外活動の再開は、学生支援課からの許可を受けてからの再開とする。

【注意事項】

※ 「緊急事態措置区域」及び「重点措置区域」においては、一時的に活動の制限又は自粛をすることも含め検討する。活動の許可は下記事項を遵守すること！

- ① 「三つの密」「感染リスクが高まる『5つの場面』」及び大きな発声を避けること
- ② 部活動等に付随する、屋内での着替え、車での移動、部活動等の後の飲食・懇談等における共同生活といった場面での感染症対策に留意すること
- ③ 各公認団体から、「感染リスクを低減する取組」等の実施にかかる計画書を提出し、学生支援課で内容を確認し、大学として活動を許可することができる。

<感染リスクを低減する取組>

○各部活動等より以下の取組等の実施に係る計画書を提出、内容を確認し、大学として活動を許可する。

ア、活動に参加する学生に関し、全員検査を実施して活動への参加の可否を部活動等の責任者等が確認すること。

なお、検査が実施できない場合には、継続的な健康観察・行動歴（活動実施 14 日前からの毎日の体温測定、発熱・咳等の症状の有無、大人数での会食・マスクを外した長時間の会話など感染リスクを高める行動の有無等）を地域の感染状況を踏まえて厳格に確認すること。

※ 例えば、練習試合や大会等の場面においては、感染を拡大させないため、検査を積極的に活用するなど場面に応じた工夫も考えられる

イ、体調不良等の症状がある場合には、活動に参加させないよう徹底すること

ウ、感染者や感染疑い者が発生した場合の連絡体制や、部活動等の活動停止の措置等を事前に定めること

エ、活動の前後に必ず手指の洗浄や消毒を実施させること

オ、曜日・時間等を区切るなどして参加人数を制限するなどの工夫を行うこと

カ、休憩やミーティングなど活動以外の場面ではマスクの着用を徹底すること

キ、屋内で活動する際には、可能な限り常時換気に努め、困難な場合にはこまめに換気（30 分に 1 回、5 分程度、2 方向の窓を全開にする）など十分な換気を徹底すること

ク、合宿等長時間行動を共にする場合、出発の前日もしくは当日に学内で実施している抗原検査等を受検のうえ、陰性であることを確認して参加すること

ケ、学内で抗原検査を実施している期間は、抗原検査を週に2回程度受検するなど、感染予防を徹底すること